

令和7年2月1日

スタート

我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ 届出制度が始まります

【パートナーシップ届出制度とは】

- お互いを人生のパートナーであることを市に届け出し、市が証明する制度です。
- 同性・異性問わず（同性パートナーや事実婚等）対象とします。

【ファミリーシップ届出制度とは】

- パートナーシップの届け出をしたお二人に、お子さん又は親がいる場合、あわせて家族（ファミリー）であることを市に届け出し、市が証明する制度です。

婚姻制度と異なり、法律上の効力(税控除や相続等)が生じるものではありません。
誰もが自分らしく暮らしていける社会の実現を目指すものです。

【証明カード】

届出をしたお二人に、カードを発行します。

※運転免許証とほぼ同じサイズです。

第 号			
我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード			
我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、届出がなされ、これを受理したことを証明します。			
届出日	年月日	交付日	年月日
本人		パートナー	
生年月日	年月日生	生年月日	年月日生
住所			
我孫子市長			

【表面】

【このカードを提示された方へ】	
このカードは、人生のパートナーや家族であることを市に届出をし、受理されたことを証明するものです。届出によって法律上の効果が生じるものではありませんが、この主旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。	
この制度を利用する方の性のあり方（性的指向、性自認等）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。	
戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)	
本人	パートナー
ファミリーシップ対象者	

【裏面】

【お願いしたいこと】

本制度利用者から証明カードの提示があった場合、貸主判断のもと不動産のあっせんや物件の入居等における家族に準ずる取扱いや、職場の従業員の方であれば家族で利用可能な福利厚生等の適用等、可能な範囲でご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

担当・問い合わせ先

我孫子市 市民協働推進課 男女共同参画室

電話 04-7185-1111 内線294、419